

会 議 録

1 会議名

平成 30 年度第 9 回新道区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1)平成 31 年度 地域活動支援事業について（公開）

① 採択方針等の見直し

② 事前説明会実施計画案の検討・確定

3 開催日時

平成 31 年 2 月 1 日（金）午後 6 時 30 分から午後 7 時 40 分まで

4 開催場所

新道地区公民館 多目的ホール

5 傍聴人の数

1 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委 員：秋山 茂（会長）、有泉圭助、浦野憲一（副会長）、金井秀雄
金子八重子、高橋由美子（副会長）、塚田みさ尾、船崎 聡、森 紀文
吉田文男 （欠席 4 名）

・事務局：中部まちづくりセンター：本間センター長、野口係長、田中主事

8 発言の内容

【野口係長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、会長が議長を務めることを報告

【秋山会長】

- ・会議録の確認者：有泉委員

次第 2 議題「(1) 平成平成 31 年度 地域活動支援事業について」の「①採択方針等
の見直し」に入る。事務局より資料と本日の審議の進め方について説明を求める。

【野口係長】

- ・資料 1、参考資料、審議の進め方について説明

【秋山会長】

今の説明に質問のある委員は挙手の上発言願う。なお、個別の内容の審議については後程行う。

(発言なし)

では、資料 1 の「平成 31 年度の方針」を協議・決定していく。今年度は市の要請に基づき当事業の検討や検証を行い、会長会議にて新道区の考えを示してきた。全市的な課題に対する新道区の考えを示すなど、いつもの見直し作業とは異なり苦慮したところである。第 7 回地域協議会にて会長会議の資料を配布したが、全市による検証結果としては 1 つの答えを示さず、それぞれの自治区でこれまでと同様、継続して検討していく中で自治区の様々な課題解決に対応していくこととなった。これらの結果から新道区においても、採択方針や審査のルールなどについてはこれまでの積み重ねの上にしっかりと整理されてきたものであり、基本的にはこれまで制度的に定着した部分があるため大きな変更は行わない方が提案件数の減少等の混乱が少ないと考えている。資料 1 の 3 ページにたたき台として正副会長案を示しているため参考にしてほしい。

では資料 1 を項目順に整理していく。最初に「1. 基本的事項」の「採択方針」についてである。平成 31 年度の方針を平成 30 年度の状況と同様とするのか、または見直しを行うのかについて意見を求める。

(発言なし)

「1. 基本的事項」の「採択方針」については平成 30 年度と同様として良いか。

(「よし」の声)

次に「補助率」に入る。平成 30 年度は「10 分の 10 以内」としているが、平成 31 年度について意見を求める。

(発言なし)

「補助率」については、平成 30 年度と同様として良いか。

(「よし」の声)

次に「補助金の限度額（上限・下限）」についてである。平成 30 年度は「上限：なし、下限：5 万円」であった。平成 31 年度について意見を求める。

【有泉委員】

下限金額を 3 万円程度に下げてもどうかと考える。低い金額にすれば細かな事柄でも申請しやすくなり、制度自体に関心を持ってもらえると思う。

【高橋副会長】

事務局に確認だが、新道区以外の地区も含めて、過去に 3 万円程度の提案がされたことはあるか。

【田中主事】

高士区では下限金額を 1 万円としている。今年度、高士区では追加募集を実施したが、提案事業の 1 つに 1 万 2 千円の事業提案があった。この提案はもともとの事業内容自体は大きなものであったが、追加募集の上限額が 48 万 2 千円であったため、次年度に繋げるための前準備としての提案であり少額であった。

【船崎委員】

下限金額を下げることも良いとは思いますが、そもそも提案事業をどのような目的で実施するのが問題である。この事業は、新道区全体の発展が目的であり、この目的に見合った事業は優先順位も上位となる。例えば、下限金額を 1 万円や 3 万円に設定した場合、新道区全体に関わる事業でその程度の金額の事業があるのか疑問である。もし低い事業費の提案があっても、単独町内会での提案や消耗品の購入程度の事業がほとんどになると思う。下限金額を下げててもどのような提案が上がって来るのか想像がつかない。単独町内会での消耗品の購入等の申請を受け付けるような事業は趣旨に合わないと思う。それに、下限額を下げることによって小規模な事業が増えてしまうことも問題であると考ええる。そのため、下限金額を下げたとしても 3 万円程度が最低ラインだと思う。

【浦野副会長】

新道区の限度額に関しては、これまでずっと 5 万円で踏襲してきている。そのため、年度による下限額の違いは無い方が良く考える。今後も提案額が配分額に近くなるように申請されるように図っていくべきと考える。年度により下限額の変動があっては当事業の趣旨を真っ当に理解していないと取られてしまい、地域協議会では何を決めているのかと言われても問題である。したがって、これまで通りの下限額を踏襲してはどうかと考える。

【秋山会長】

自分の考えとしては、下限額をさらに下げることにより提案の幅は広がるかもしれないが、事業費に見合った活動が出来るのか疑問に思う。これまでの積み重ねもあるため、額は変更せずにこれまで通り 5 万円未満の事業は対象外としたい。

【秋山委員】

では「補助金の限度額（上限・下限）」を平成 30 年度と同様とするのか、下限額を 3 万円とするのかについて採決を取る。平成 30 年度と同様に賛成の委員は挙手願う。

（賛成多数）

賛成多数により、平成 30 年度と同様とする。

次に「ヒアリング」についてである。平成 30 年度は全ての事業を対象にヒアリングを実施してきている。平成 31 年度も同様として良いか。

（「よし」の声）

次に「共通審査基準の項目と配点」についてである。これについて意見を求める。

（発言なし）

では、平成 30 年度と同様として良いか。

（「よし」の声）

次に「2. 申し合わせ事項」に入る。最初に「町内会館の修繕事業」についてである。平成 30 年度までは、町内会館の修繕事業は補助対象外としてきた。これについて意見を求める。

【船崎委員】

なぜ対象外としたのかの経緯を忘れてしまった。市の町内会館への補助制度があるため対象外としたのか。

【秋山会長】

確か、市の補助金があるためだからだと記憶している。

【船崎委員】

では町内会館だけではなく、市の補助制度があるものはすべて対象外との考え方で良いのか。

【秋山会長】

基本的にはそうである。あくまでも町内会館は町内会での管理となっている。

【浦野副会長】

市からの補助金や助成金が出る事業を対象外としてしまうと、対象事業がとても狭くなってしまいうように思う。そのため、対象外はあくまでも町内会館に限定した考え方で良いと思う。町内会館を建てる際には市からの補助が最大で 750 万円出ている。そのため当事業では対象外としていると思っている。

【船崎委員】

町内会館を新築や修繕する場合などは、市から最大で 750 万円の補助が出る。しかし、補助金の限度額があり、それ以上に修繕費用がかかってしまう場合もある。そのため、修繕についてはどうするのか問題になる。また、町内会館以外は良しとなると、例えば、防災資機材の備品購入にも市の補助制度があり、これについてもどうするのか問題となってくる。そのため、町内会館に限定して良いのか難しいところである。防災資機材の場合は、町内会で管理・運営する形になるため市からの補助金が出る。しかし、補助金では足りないため、当事業で購入を考える町内会もあると思う。どこの町内会も防災資機材は不足している。全ての町内会が提案すれば良いとも考えられるが、それは無理である。

【浦野副会長】

事務局に確認であるが、町内会館の修繕事業は対象外との取り決めは全市的なものなのか。それとも新道区だけの取り決めなのか。

【野口係長】

新道区が独自に決めたことである。

【秋山会長】

以前に新道区の南部で町内会館を修繕する際、個々の町内で使用するため、公益性がないものとして対象外にしたと記憶している。

【船崎委員】

しかし、これまでも個々の町内会のみで使用する備品を採択してきている。そのため、「公益性がない」はつじつまが合わなくなってしまう。例えば、LED 街灯の場合、市から補助金が出ると言っても新設の場合は補助がない。そのため、平成 29 年度には新設であったため採択した経緯がある。このように、事業の関連性が重要になって来るように思う。単独町内会でのみ使用する備品であっても市からの補助金が出る場合は、「市の補助制度があるため、当事業では対象外」とすれば、相当な事業が対象外になってしまうと思う。例えば、市の補助制度はあっても補助金以上に予算がかかってし

まい、単独町内会での実施が困難な場合に限り、当事業への提案を良しとするのであれば別の考え方として良いと思う。それであれば、町内会館の修繕についても補助金以上に予算がかかってしまう場合は当事業の対象としても良いと考える。

【浦野副会長】

今の地域協議会委員の任期は来年の4月末までである。これまでの任期の中で取りまとめた内容で募集してきた。残り1年ほどの任期で変更するのはおかしいと思う。言っていることは最もではあるのだが、ここで変更してしまうとこれまでは何だったのかと言うことになってしまう。そのため、次期の地域協議会委員に議論を託すこととして、平成31年度はこれまでと同様とした方が良いと思うがどうか。

【船崎委員】

自分も申請を可能とするのではなく、申請の対象とすべきでないと考えている。町内会館の修繕費は高額なため金額的にも支援は無理だと思う。しかし、他の市からの補助制度がある事業を支援事業で認めている一方、町内会館は対象外とすることは如何なものかと考えているだけだ。

【秋山会長】

では、見直しは行わずに平成30年度と同様として良いか。

(「よし」の声)

次に「LED街灯(防犯灯)設置事業」についてである。これについて意見を求める。

【船崎委員】

LED街灯に交換した所ところは非常に明るくなっている。現在は既存街灯のLED化は補助対象外としているが、対象とすれば住民は喜ぶと思う。

【吉田委員】

上越市防犯灯LED化補助金の制度が開始して4年が経過すると思う。自分の子安町内会は制度開始後すぐに申請し、昨年までに全て交換が完了した。他の町内会でも早めに申請した町内会ではだいたい交換が終了していると思う。制度自体も来年頃には終了するため、申請した町内会はほとんどの交換が終了していることも踏まえると見直しは行わずに良いと考えている。

【船崎委員】

確か防犯灯のLED化は来年度末頃に終了すると記憶している。自分の鴨島一丁目町内会も今年度全ての交換を終了した。しかし、補助される金額は補助対象経費の3分の1

であるため、LED 街灯に変更したくても金銭的に厳しく交換していない蛍光灯の街灯の町内会もあると思う。自分の町内会は約 80 万円の工事費がかかったが、補助された金額は約 30 万円であり、残りの約 50 万円は町内会の自己負担であった。平成 31 年度はまだこの補助制度があるため見直しは行わなくとも、平成 32 年度以降は見直しを考えていく必要があると思う。市の補助制度の終了後は当事業で可能な範囲内での支援を検討していくべきだと思う。

【秋山会長】

では「LED 街灯（防犯灯）設置事業」についても平成 30 年度と同様とすることによってどうか。

（「よし」の声）

次に「ユニフォーム等」について意見を求める。

（発言なし）

これも平成 30 年度と同様として良いか。

（「よし」の声）

【秋山会長】

次に「3. 審査から採択決定に至るまでの流れ」についてである。「審査の流れ」として①から⑧までの工程がある。これについて意見を求める。

（発言なし）

これも平成 30 年度と同様として良いか。

（「よし」の声）

次に「審査方法」に入る。基本審査判定、採択方針の適合性判定、共通審査基準に基づく採点、採択事業の決定等、その他について意見を求める。

【浦野副会長】

「その他」の「委員が事業提案者の場合の当該事業の審査」で事業提案者は審査から除外となっている。新道区地域福祉新道みつわ会には自分と高橋副会長、田中委員、船崎委員が関係しているがどうすればいいのか。

【野口係長】

事務局より補足である。取り決めでは、地域協議会委員が提案団体の長である場合は審査から外れてもらうことになるが、構成員の場合は審査採択を行うことになる。

【浦野副会長】

では、団体の長は審査に加われないということか。

【野口係長】

そうである。構成員が審査に加わることは可能としている。

【船崎委員】

老人会の場合は上に町内会がある。この場合、老人会からの提案に関しては当該町内の町内会長も審査には加われないことになるのか。

【野口係長】

老人会の会長が地域協議会委員のであれば審査に加わることは出来ないということになる。

【浦野副会長】

老人会等は町内会の下部組織であり、下部組織の長に属している町内会長は審査に加われないのか。

【野口係長】

あくまでも提案団体の代表者は除外と言うことである。例え下部組織であっても、別個の1団体として考える。

【船崎委員】

あまりない事例であるとは思いますが、町内会で必要な備品を老人会で申請することもあると思う。

【吉田委員】

提案の中身を見ればだいたい分かると思う。そのため危惧は必要ないと思う。

【秋山会長】

では、平成30年度と同様として良いか。

(「よし」の声)

次に「採択事業の決定等」の項目内の「評価の低い事業」の取扱いについては平成30年度と同様として良いか。

(「よし」の声)

次に「4. 募集期間」についてである。今年度は4月2日(月)から4月23日(月)で募集を実施した。平成31年度について審議していく。平成30年度と同じような期間とする場合、4月1日(月)から4月22日(月)となる。これについて意見を求める。

【船崎委員】

募集要項はいつ頃出す予定なのか。また、昨年度はいつ頃出したのか。

【野口係長】

募集要項は4月1日号の広報紙と一緒に全戸配布する予定であり、昨年度も同様に配布している。

【船崎委員】

これまでもそのやり方であったのか。

【野口係長】

そうである。また3月中に、この後協議する事前説明会・相談会を実施するため、実際の期間は3月の1か月と4月の3週間程度あることになる。

【船崎委員】

事前説明会にてある程度の内容は説明していたと記憶しているがどうだったか。

【野口係長】

募集期間の予定を含み、事業内容等の詳細を説明している。

【船崎委員】

それであれば問題はないと思う。

【秋山会長】

では「4. 募集期間」については4月1日（月）から4月22日（月）として良いか。

（「よし」の声）

次に「5. その他」について確認していく。資料に記載されている5項目を審議していく。最初に「①事業主体の構成員に補助事業の成果が限定される事業を補助対象とするか」についてである。正副会長案としてはこれまで通り補助対象とするとし、理由として、コーラスなどの会員制サークルの継続的な活動の制限に繋がるためとした。これについて正副会長案の通りとして良いか。

（「よし」の声）

次に「②自らの直接的な活動に寄らずに貢献を図ろうとする事業を補助対象とするか」についてである。正副会長案としてはこれまで通り補助対象とするとし、理由としては、地域の活動拠点である地区公民館で活動する事業に必要な備品を制限することは、活動の幅を狭めることに繋がるためとした。正副会長案の通りとして良いか。

（「よし」の声）

次に「③同事業を連続して提案採択する場合の補助率の見直しを行うか」についてである。正副会長案としては見直さないこととし、理由としては、補助率の設定や補助期間について、妥当な根拠が見当たらないためとした。これについて正副会長案の通りとして良いか。

【船崎委員】

先ほど「補助率」は10分の10以内と決定したが、今年度の稲田四ッ葉会の提案については疑問に感じていた。提案では、座椅子25個が申請された。購入した座椅子は光明寺で保管するとしていたが、光明寺にはもともと50個程度の所持があるため、なぜ追加で25個も必要なのかと疑問に感じた。その座椅子は光明寺の所有物であり、団体のものではないと判断しての申請であったのかもしれない。しかし光明寺の物を借用すれば問題ないものを、なぜあえて申請して来たのかと疑問に感じ、これこそ無駄遣いであると思った。自分は審査の際に減額してほしいとしたが、結果としては全て採択された。

これまでも抱き合わせで関連した物品購入を申請してくることはあり、それを良しとしていたが、果たしてそれで良いのか疑問である。そのため減額できる部分は減額し、追加募集等で他の必要とする団体に支援したほうが良いと思っている。

【野口係長】

事務局より補足である。船崎委員の意見は、「補助率」の平成30年度の状況に記載されている「審査・採択の過程で減額等の対応は可能」という部分で担保されている。基本的には審査・採択の過程で必要な経費や備品を精査し、不要と判断したものは減額することは可能である。このことはすでに「補助率」の項目で内容が決定しているため、ここでの項目の見直しは馴染まないと考えている。今審議している内容は、同じ団体が連続して採択されている時に、年数の経過に応じて補助率を低減させる等の工夫が必要か否かと言うことである。

【秋山会長】

これについて正副会長案の通りとして良いか。

（「よし」の声）

次に「④ソフト事業を中心とすべく、備品購入費等の特定科目の上限割合を設定するか」についてである。正副会長案としてはこれまで通り設定しないと、理由としては、割合だけで判断することは、備品の割合を落とすために不要な事業費の計上に繋

がりかねないためとした。これについて、正副会長案の通りこれまで通り設定しないとして良いか。

(「よし」の声)

次に「⑤追加募集を廃止するか」についてである。検証結果の新道区の回答としては、追加募集は基本的には行わないとした。募集要項には追加募集に関する内容をしっかりと明記したいと考えている。これについて意見を求める。

【船崎委員】

基本的には追加募集を行わない方向で進めた方が良いと考えている。ただし、当初募集にて提案のあった補助申請額の減額も有り得るため、配分額の執行率が一定を下回った場合は追加募集を行うとしてはどうかと考える。例えば、配分残額が10万円程度であれば追加募集は行わずに市に返還するとしてはどうか。全く追加募集は行わないとするのではなく、配分残額に応じて協議するとしておいた方が良いと思う。

【有泉委員】

配分残額が出ることもあるため、状況に応じて追加募集を行っても良いと思う。

【船崎委員】

それについては、提案された提案内容を見て審議、決定の上、状況によっては追加募集を行うかを審議するということである。最初から追加募集を行うとしてしまうと、追加募集があるから、当初募集では提案せずに追加募集で提案すればいいと考えてしまう提案者もいると思う。

【浦野副会長】

基本的には追加募集は行わないとして、募集要項に記載して良いと思う。平成31年度に関してはゴールデンウィークが10連休もあれば、当事業の募集を締め切ってから審査・採択し、改めて追加募集を行えば平成31年度も半分終わってしまうことになる。そのため、基本的には追加募集は行わないとして、配分残額に応じて検討すれば良いと考えている。

事務局に確認だが、事業の実施はいつからになるのか。

【野口係長】

当初募集の事業実施は採択後の6月から7月頃からになる。しかし、追加募集については採択時期が10月頃と想定され、事業着手は秋から雪の降る前の12月頃となってしまうため、実施期間は実質2、3か月程度しかないことになる。

【船崎委員】

当初募集の提案を見て、内容によっては新道区の事業として相応しくないと判断される事業もあるも考えられ、その事業は不採択や一部減額となると思う。いずれにせよ、当初募集で採択された結果を受けて判断すれば良いと考える。

【秋山会長】

では、「基本的には行わない」とし、募集要項にその旨をしっかりと記載して当初募集に提案してもらおうとして良いか。

【浦野副会長】

追加募集についての記載は不要と考える。

【野口係長】

確認するが、募集要項には追加募集についての記載はせず、配分残額を見て地域協議会で判断するという事で良いか。

【秋山会長】

今ほどの事務局が整理した内容として良いか。

（「よし」の声）

ここまでで一通り決定した。これ以外の事柄で必要に応じて追加検討すべき事項があれば提案願う。

（発言なし）

これで、資料1の新年度の制度設計が全て終了した。基本的に今ほどの決定事項を募集要項に掲載して行くこととする。次回はその内容を皆さんより確認してもらう。

以上で、次第2 議題「(1) 平成31年度 地域活動支援事業について」の「①採択方針等の見直し」を終了する。

次に、次第2 議題「(1) 平成31年度 地域活動支援事業について」の「②事前説明会実施計画案の検討・確定」に入る。事務局より説明を求める。

【野口係長】

- ・資料2について説明

【秋山会長】

今の説明に質問のある委員は挙手の上発言願う。

（発言なし）

以上で、次第2 議題「(1) 平成31年度 地域活動支援事業について」の「②事前説

明会実施計画案の検討・確定」を終了する。

次に、次第3「その他」の「(1) 次回開催日の確認」について、事務局に説明を求め
る。

【野口係長】

- ・ 次回の地域協議会について説明

【秋山会長】

— 日程調整 —

- ・ 次回の地域協議会：3月5日（火）午後6時から 新道地区公民館 多目的ホール
- ・ 内 容：① 平成31年度 地域活動支援事業の採択方針等の決定事項の確認
② ①を反映した募集要項・案の確認
- ・ 協議会閉会后、地域活動支援事業・事前説明会を開催

以上で、次第3「その他」の「(1) 次回開催日の確認」を終了する。

その他、事務局より何かあるか。

【野口係長】

ここで、市の行政改革推進課より報告事項があるため、本間センター長から説明する。

【本間センター長】

- ・ 当日配布資料について説明

【秋山会長】

- ・ 会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL：025-526-1690（直通）

E-mail：chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。